

# 都南文化会館をご利用の皆様へ（令和２年度）

★『市民の芸術文化の振興を図るため』設置された盛岡市の文化施設です。  
ご利用に当たり、皆様のご理解とご協力をお願いします。

## 1. 利用申し込み

- (1) 施設利用の申し込みは使用日の12か月前から2週間前まで窓口またはお電話にて受け付けます。使用の許可申請については、電話・郵送等による受け付けはできません。
- (2) 毎月の初日（休館日の場合は、翌日）に12か月後の利用希望日の属する月分について、午後6時から当館においてホール利用調整会議を行います。
- (3) 通常の受付時間は、休館日及び臨時休館日を除く午前9時から午後9時30分までです。
- (4) リハーサル、練習のみに利用する場合については、利用する日の3か月前から利用当日までの受け付けとなります。（なお、利用内容によっては2週間前までの受け付けとなります）
- (5) 文化会館利用料は、使用の許可申請の際に（附属設備の利用料は使用当日の精算時まで）納入してください。なお、納入された利用料はお返しできません。
- (6) 催事の宣伝やチケット発売は、使用許可申請のお手続きと利用料のお支払い後、「使用許可書」が発行されてから行ってください。チラシやポスターには主催者の連絡先電話番号を必ず入れてください。なお、駐車場には限りがありますので、できるだけ公共交通機関をご利用くださいますよう周知をお願いします。

## 2. 開館時間・閉館時間・休館日

- (1) 開館時間：午前9時
- (2) 閉館時間：午後9時30分
- (3) 休館日：月曜日(国民の祝日に関する法律に規定する休日にあたる日を除く)及び12月29日から1月3日までの日  
臨時休館日：休館日のほかに、保守点検・館内整理等のため年3回程度設定しています。  
令和2年度は6月18日（木）、9月8日（火）、12月2日（水）となります。

## 3. 利用時間

- (1) 午前：午前9時から正午まで
- (2) 午後：午後1時から午後5時まで
- (3) 夜間：午後5時30分から午後9時30分まで  
※ 利用時間には、準備・入場者の受け付け・撤去等の時間も含まれます。

## 4. 利用開始・終了の届け出

利用の開始時（入館）・終了時（撤去・清掃完了）には、事務室にその旨口頭で届け出ください。

## 5. 禁止行為

- (1) 許可を受けずに物品の販売その他の商行為をすること。
- (2) 許可を受けずに印刷物、ポスターを掲示し、又は配布すること。
- (3) 改正健康増進法の施行により敷地内全面禁煙です。（施行日 2020年4月1日）

## 6. その他

- (1) 利用に当たっては、舞台担当者との事前打ち合わせが必要です。1か月前まで（遅くとも2週間前まで）に連絡のうえ来館ください。打ち合わせ内容によって準備又は撤去の時間が不足と判断される場合は、利用時間の追加申請をしていただく場合があります。
- (2) 準備・運営・撤去は主催者が責任をもって行ってください。
- (3) 定員を超えての入場はできません。また、入場者の誘導整理等に対応する十分な人員を主催者は配置してください。
- (4) ホール客席での飲食はできません。ホワイエ・ロビーをご利用ください。飲食物を持込まれる場合は取り扱いには十分ご注意ください。主催者が周知徹底するようお願いいたします。
- (5) 施設の利用又は設備の取り扱い等は丁寧をお願いします。万が一施設又は備品の破損・汚損があった場合は、事務室に連絡のうえ現状復帰してください。弁償していただく場合もございます。
- (6) 利用後は、ホール内の整理整頓をお願いします。清掃用具は、舞台下手側の楽屋廊下のロッカーに備えてあります。また、客席・楽屋・ホワイエのゴミや忘れ物がないか確認してください。ゴミはお持ち帰りください。
- (7) 舞台運営には危険が伴いますので、舞台担当者の指示に従って安全第一をお願いします。
- (8) 18歳未満の個人やグループのご利用には、保護者または責任者の同伴が必要です。

☆ご不明な点は窓口にお尋ねください。